



除雪に関するお願い

町では、降雪時の安全で円滑な道路交通を確保するため、迅速かつ適切な除雪作業を実施していますが、除雪の要望の全てを行政で行うことはできません。どうしても地域ぐるみの参加と協力が必要となります。

除雪作業を円滑に実施するため、特に次のような点について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

① 車道や歩道に雪を出さないでください。***
車道や歩道へ雪を出してしまうと道路がでこぼこになり、交通事故や交通障害の原因となり危険です。

② 道路から家庭までの除雪にご協力ください。***
皆さんの玄関や車庫の前には、どうしても雪が残ってしまうことがあります。ご自宅の出入口の除雪は、皆さんで行っていただくようご協力をお願いします。



③ 除雪車の周りに近づかないでください。***
作業中の除雪車に近づくことは危険です。特に、小さいお子さんのいらっしゃるご家庭は、ご注意ください。



④ 路上駐車はしないでください。***
路上駐車は除雪作業に支障をきたします。地域で互いに注意し、路上駐車をなくしましょう。



⑤ 除雪作業へのご理解とご協力をお願いします。***
除雪作業は幹線道路の場合、交通障害を考慮し深夜から早朝の作業が多くなりますが、ご理解をお願いします。



また、除雪車がセンターラインを越えて作業を行ったり、片側交互通行や迂回をお願いする場合がございますが、ご協力をお願いします。

☎ 都市建設課 管理係 ☎ (42) 2116

保険税(料)の納付額証明について(社会保険料控除)

～役場以外で申告される方へ～

確定申告で社会保険料控除の申告をする際、1月1日から12月31日までの1年間に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額も控除の対象となります。領収書を紛失された等で納付額が分からない方は、役場で各保険税(料)の納付額証明書を無料で発行していますので、下記のとおり申請してください。

〈申請者〉

- ・納税義務者本人または納税義務者と同一世帯の方
(上記以外の方は、委任状が必要になります。)

〈申請に必要なもの〉

- ・窓口に来た方の身分証明書 ・印鑑

〈交付窓口〉

- ・国保税・後期高齢者保険料 → 税務課
- ・介護保険料 → 保健福祉課

◎以下の方は証明書が無くても確定申告ができます

- ・領収書で納付額が確認できる方
- ・通帳で口座振替額が確認できる方
- ・納付方法が特別徴収(年金天引き)のみの方
- ・役場で申告をされる方

☎ 税務課 ☎ (42) 2113 保健福祉課 ☎ (44) 2300



平成28年4月1日から役場組織が変更となります



町では、現在、平成28年度から新たに始まる町の最上位計画「第6次矢吹町まちづくり総合計画」の策定作業を進めています。本計画の目標達成に向けた各種政策・施策・事務事業の効果・効率的な実施と、町民の皆さんにとって便利で分かりやすい組織を目指し、下記のとおり役場組織を平成28年4月1日より変更します。

なお、各課等の担当業務を含め詳細については、来月以降も継続してお知らせします。

【現組織体制】12課

(～平成28年3月31日)

企画経営課
総務課
税務課
町民生活課
保健福祉課
産業振興課
都市建設課
上下水道課
出納室
議会事務局
学校教育課
生涯学習課



【新組織体制】10課

(平成28年4月1日～)

企画総務課
まちづくり推進課
総合窓口課
税務課
保健福祉課
産業振興課
都市整備課
議会事務局
教育振興課
子育て支援課

☎ 企画経営課 政策調整係 ☎ (42) 2112

～事業用償却資産を所有している皆さんへ～

申告書の提出は今月中に

工場や商店、農業、サービス業などの事業を営んでいる会社や個人の方が、その事業のために所有している構築物・機械・器具・備品等の事業用資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

1月1日現在で矢吹町内に該当する償却資産を所有している方は、2月1日(月)までに「償却資産申告書」(資産の種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを記入)を提出してください。

※除却・売却・廃業などで、すべての資産がなくなった場合でも申告が必要です。

※前年度に申告された方には申告書類を送付していますが、新規の申告で用紙をお持ちでない方は、ご連絡ください。

【事業用再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)を導入された方へ】



1月1日現在で、矢吹町内に事業用再生可能エネルギー発電設備(10kw以上の太陽光発電設備)を所有している方は、償却資産の申告が必要になります。運用状況をご確認の上、申告書を提出してください。

【電子申告について】



地方税電子化協議会が運営する電子申告システム(eLTAX:エルタックス)での、インターネットによる固定資産税(償却資産)の電子申告を受け付けます。ご利用にあたっては、eLTAXホームページにてご確認をお願いします。

【eLTAXホームページ: <http://www.eltax.jp/>】

郵送及び窓口での申告書のご提出は、従来通り受け付けています。

☎ (提出先) 税務課 固定資産税係 ☎ (42) 2113